

大口町告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、道路を次のように廃止する。

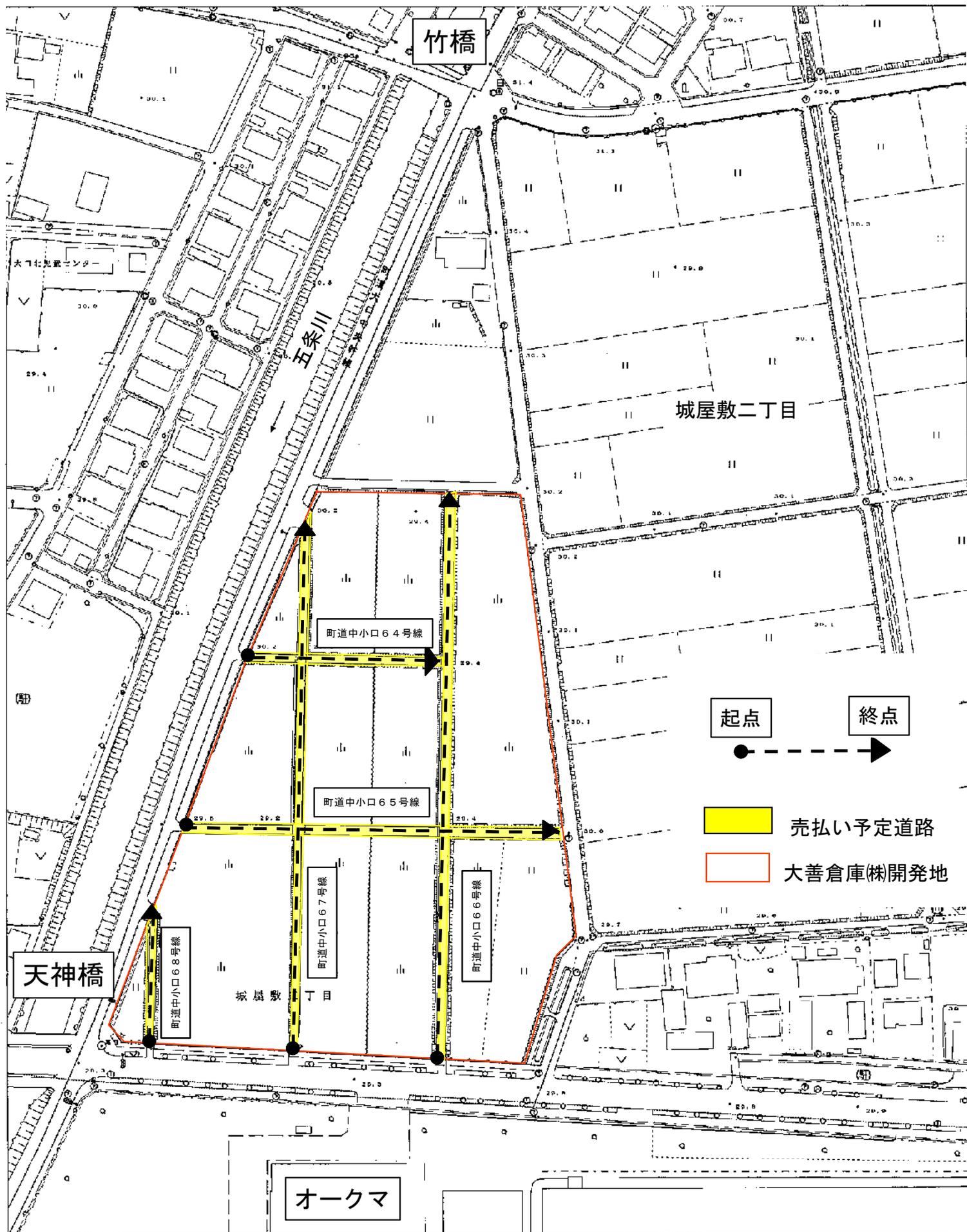
その関係図面は、告示の日から2週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部維持管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月26日

大口町長 鈴木雅博

路線番号	路線名	起 点	終 点
564	町道 中小口64号線	城屋敷二丁目100番2 地先	城屋敷二丁目65番地先
565	町道 中小口65号線	城屋敷二丁目101番地 先	城屋敷二丁目150番地先
566	町道 中小口66号線	城屋敷二丁目129番地 先	城屋敷二丁目53番地先
567	町道 中小口67号線	城屋敷二丁目128番地 先	城屋敷二丁目100番1地 先
568	町道 中小口68号線	城屋敷二丁目111番地 先	城屋敷二丁目105番地先

# 町道路線廃止 町道中小口64号線～68号線 位置図



1:1,500

